



## 我が国の「司法」を支える人材を —法曹養成制度改革推進会議の取りまとめを受けて—

司 会 柳 楽 久 司 広 報 委 員 会 副 委 員 長



丸島 俊介 氏  
日弁連事務総長付  
特別嘱託  
東京弁護士会所属



水地 啓子 氏  
前日弁連副会長  
横浜弁護士会所属



大貫 裕仁 氏  
元日弁連事務次長・日弁連法律  
サービス展開本部事務局長  
第二東京弁護士会所属



柳楽 久司 氏  
広報委員会副委員長

### ■はじめに

【柳楽氏】 本年6月30日に法曹養成制度改革推進会議が「法曹養成制度改革の更なる推進について」という決定をまとめました。2010年の「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」に始まり、「法曹養成に関するフォーラム」、「法曹養成制度検討会議」、そして今回の推進会議と、組織の名前を変えながら5年以上かけてこの問題を検討してきたわけですが、今回の決定が出たことによってこれからどうなるのか、あるいはこれからどうすべきなのかをお話したいと思っています。それでは最初に簡単な自己紹介を兼ねてこのテーマとご自身の関わりについてご紹介いただければと思います。

【丸島氏】 私は、1990年代に法曹養成制度改革を巡る三者協議のバックアップに関わり、その後1999年からは司法制度改革審議会事務局に派遣され、新しい法曹養成制度の創設に向けた議論を目の当たりにしてきました。2008年から日弁連の事務総長を務めた際には、法曹人口のあり方の見直しを巡る日弁連の議論が始まり、2010年3月から法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム、続いてフォーラム、検討会議と、政府の法曹養成制度改革に関する会議に委員として参加してきました。2013年からは、後継組織である法曹養成制度改革推進会議とその下にある顧問会議・推進室の検討が始まり、これに対する

日弁連の取組に携わってきました。

【水地氏】 私は、司法制度改革の頃に横浜弁護士会の副会長をしまして、その当時各会それぞれいろんな検討をしたのですが、そこで横浜の意見をまとめる中で関与したのが最初です。あとは単位の会の修習の委員を何度もしたことがありましたのと、平成22年度と23年度に日弁連の理事をいたしまして、その後法曹養成制度改革実現本部の委員になったというあたりから関わるようになりました。その後日弁連の副会長の時に修習委員会を担当しまして、今お話があった推進会議、顧問会議の委員のバックアップに関わって参りました。

【大貫氏】 私は2012年4月に日弁連の事務次長に就任して、それ以降この法曹養成の問題に関わってきました。ここでいう推進会議と検討会議の二つには殆ど関与してきました。分野としては、主に法曹有資格者の活動領域のあり方という項目を中心に関わってきました。現在、日弁連が立ち上げた法律サービス展開本部というところの事務局長をしている関係で、弁護士の活動領域のあり方の検討に関わっています。

### ■今回の推進会議の決定をどう見るか

【柳楽氏】 ありがとうございます。それで、本日座談会を始めるに当たって今回出た決定についての全



体的な感想をお聞かせいただければと思います。

**【大貫氏】** 6月30日に出了された決定本文はわずか6ページで、あれだけ時間をかけたものがたったこれだけの分量に凝縮されるということで、なかなかこれだけでは読み取るのは難しいところで、5月に出た活動領域のあり方に関する3つの分科会の取りまとめ（「国・地方自治体・福祉等」、「企業」、「海外展開」）を全体として読むと、これまで何をしてきたか、今後どうしていくのかがある程度分かるという全体像になっています。それで、プラスの評価としてはこれまでやってきたことの確認と、これからどうしたら良いかという方向性が出てきたということだと思います。他方で、将来の施策に対する具体性がもう少し突っ込めたらと思うのですが、あれだけの人数で検討していくとなかなか具体化するのには難しい。したがって、課題として残されているものは施策内容の具体化だと思っています。

**【水地氏】** 私が主として関与してきたのは司法修習生の支援なのですが、今回の推進会議は、先の検討会議で出された検討結果を踏まえてその内容を推進するというところで、議論の対象がかなり限定的であるという制約がありました。それでも、少なくとも司法修習生に対する経済的支援については、最終的にはその部分が検討できると書かれたことは評価できると思います。ただ、修習に関するその他の点については、検討組織が別になっていましたので、修習全体についてこの推進会議ないし顧問会議で十分に議論できなかった、させてもらえなかったというのが、やむを得ないことでしょうか残念という思いがあります。

**【丸島氏】** 法曹養成制度改革の問題は、テーマも広く、関係機関・団体、政党を含め意見が多岐に分かれる課題が多くありました。そのため、今回の推進会議決定に至る過程では、大変難しい局面が続きました。そうした経過から見ると、最終的には、全体としては大方のコンセンサスを得られるような、ある意味で常識的な取りまとめとなりました。しかし、それだけに、この決定を具体化し現実のものとするには、突っ込み不足のところが多々ありますし、残された課題も少なくありません。今後、決定に掲げられた制度面の改善改革を具体的に進めることはもとよりですが、それだけに止まらず、法曹志望者を質量ともに確保していくためのあらゆる努力を関係者が協力して取り組んでいかなければなりません。部分部分の課題対応だけではなく、活動領域拡大などを含め制度全体が最適なものとなるよう、関係者が縦割りを排して協働することが切実に求められていると思います。



## ■これまでに変わった点

**【柳楽氏】** ありがとうございます。2010年に始まった法務省の検討ワーキングから通算すると足かけ5年以上もやっているわけですね。これまでの間に具体的な制度改革に着手された例というか、変わった点、具体的な制度改革が行われたよという点はあったのでしょうか。

**【大貫氏】** まず日弁連としてこの活動領域の拡大で一番大きく変わったのは、「法律サービス展開本部」というものを設立し、その中で、「国・自治体・福祉等」「企業」「海外展開」という3つの分科会にそれぞれに対応するセンターを作って、日弁連として、弁護士の活動領域の拡大に正面から取り組むようになったことが挙げられます。例えば国・自治体でいいますと、大阪の方では前からやっていましたけど、行政連携メニューをリスト化することを日弁連から各地の弁護士会に呼びかけて広げていくとか、地域包括支援モデル事業を実施するとか、分科会での議論と同時並行してやってきたものがあります。企業の分野においては前からあったのですが「ひまわり求人求職ナビ」というものの更なる改善をし、さらには経済団体との連携を深めて、修習生や弁護士に向けての各種セミナーだけではなく、企業に経済団体を通じて企業内弁護士についての色々な情報を提供するようになりました。海外展開に関して言いますと、中小企業の海外展開を支援するワーキンググループを立ち上げて海外支援の数がだんだん増えてきており、今後も増やしていこうと思っています。これが一番特筆すべきところだと思います。

**【柳楽氏】** 法科大学院と司法試験の関係ではいかがでしょうか。

**【丸島氏】** 法科大学院については、いわゆる組織見直しの促進、つまり法科大学院の学生数・学校数の規模の適正化を図ること、合わせて教育の充実を目指す取組が進められてきました。ご承知のとおり、法科大学院制度は、74校、定員5,590名、入学者5,767名の規模でスタートしました。しかし、その数字は、合格率7、8割を達成するにはいかにも過大な規模であり、一旦作られたこの規模をどう絞り込むのか、難しい問題だったと思います。入試競争倍率、司法試験の合格状況、定員充足率などの指標を基に組織見直しの促進策がとられ、法科大学院は45校、定員は来年度2,724名となり、有力校の中でも、来年度の定員を20人から50人程度減員する動きとなっています。また、今年の実入学者は2,201名となっています。そして、法科大学院の教育内容は、制度発足時と比べて教育手法やカリキュラムなどを初め多くの面で充実が図られてきました。司法試験合格率は、2005年から2013年まで、累積で全体では49%、上位10校では60%以上、有力校では70%~80%の範囲となっています。また、2013年度の既修の修了者が修了の年に直ぐ合格した割合は、全体で45%、上位10校で60%、有力校では70%~80%以上

となっています。司法試験制度については、法科大学院修了後5年以内3回という受験回数制限がありました。よりシンプルに5年以内5回となりました。受験生には歓迎されましたが、他方で、司法試験に合格しない受験者が累積で増加し、合格時期や合格者数にも一定の影響を与えるのではないかと指摘もあります。また試験科目については、負担軽減の観点から短答式試験が3科目になりました。

**【柳楽氏】** それではその司法試験の後に位置づけられている司法修習の関係について水地先生お願いします。まずは変わった点。

**【水地氏】** 司法修習の実質というか内容の面につきましては、新修習になって従来と比べて期間が短くなったりとか、前期修習がなくなったとか、色々と問題が指摘されてきた中で、68期から導入修習が実施されるようになったというのが一番大きな変化だと思います。そのほか各実務修習地での分野別修習の実態がバラバラなのではないか、全体としてさらに充実させるということで各分野ごとにガイドラインを導入して作成したという変化はあります。選択型修習についてはさらに充実を目指すということで様々な工夫を各会にお願いしているところではありますが、各地の実情でなかなかむずかしいところがあります。もう一つの大きな柱の経済的支援につきましては、これは検討会議の段階で、貸与制を前提にした実務修習地への移転費用であるとか、希望者の入寮だとか、もう一つ兼業の許可の緩和という若干のことはされましたけど、大きな経済的支援にはいかないうちに現在に至っています。ただ、今回の決定で司法修習生に対する経済的支援のあり方を検討すると明記されたのは前進であると思っております。

## ■今後に残された課題

**【柳楽氏】** 今回の決定でも随所にこれから検討するというような記載があって、5年もやってまだ検討するのかなと思うところがあるのですが、今後に残された課題についてお話しいただければと思います。

**【丸島氏】** 新たな法曹養成制度は、発足の当初、社会人や非法学部生を含む多くの方が、期待を寄せ、法科大学院に入学しました。しかし、制度創設時の想定と異なる司法試験の合格状況のばらつきや修習終了後の就職状況の厳しさ、その一方で、経済的・時間的負担の大きさなどが要因となり、法曹志望者が年々減少してきました。推進会議決定は、今後3年間の集中改革期間を設定し、これらの諸要因を可能な限り解消するべく、制度の安定と再生を目指すものとされています。しかし、大切なことは、そこで取りまとめられた施策が、どのように具体化され実行に移されるかであり、その点が大きな課題です。決定は、法曹人口のあり方について、当面1,500人程度の司法試験合格者が輩出されるよう、法曹養成制度の改革や、活動領域の拡大、司法アクセスの容易化等に必要の取組を進め、多くの有為な人材が法曹を目指し社会の様々な分野で活躍する状況となることを目指すべきだとしています。また、合格者数の規模は、質の確保を考慮せずに達成されるべき

ものでないとしています。単純に合格者数の数値目標を掲げて事足りりとするのではなく、質の確保を前提に、この社会において、有為の人材が法曹となり人々のために活躍する状況を作り出すための諸施策をとることが法曹人口問題の核心であるとするものです。この点は大事なところ。そのためには、司法アクセスや民事司法制度を初め、未だ十分でない制度的基盤の整備・充実や、法曹の活動領域拡大に向けた環境整備などが必要であることは言うまでもありません。法曹養成制度の改革は、法科大学院の規模の適正化、教育の質の向上を図ること、それらを通じて各法科大学院の修了生の70%以上が司法試験に合格するよう豊かな質の人材確保と教育内容の充実を実現すること。奨学金制度の拡充などの経済的支援の充実を図ること。地方在住者や社会人のために地方法科大学院の充実やICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実践を進めること。予備試験は経済的困難や社会人であるため法科大学院を経由しない者のためのルートであるとの制度趣旨に沿った運用を行うことなど、今後の法曹養成制度改革の方向は明らかにされており、これらのための有効な施策の実施こそが問われています。

**【柳楽氏】** 修習関係での残された課題は？

**【水地氏】** 先ほども申しましたが、修習の内容等については今回の推進会議では検討すべきとされていませんでした。法科大学院を卒業して司法試験を受け、合格したら修習に入るという流れで、一番最短で受かった人も3月に法科大学院を修了し、5月に試験を受けて修習が始まるのが12月ということで、少なくとも8ヶ月のブランクが生じます。

また、修習のやり方についても、現状では2つのグループに分けられていまして、司法研修所での導入修習の後、各実務修習地で分野別の修習と選択型修習を済ませた上で、集合修習を受けて試験を受けるといふグループと、集合修習の後でもう一度各地に散って選択型修習を受けてから試験を受けるといふグループがあります。その辺りについて本当にこれがベストの修習のやりかたなのだろうかということについては、どこかできちんと議論して、新しく法曹になろうとする人たちが経済的なことはもちろんですけど、時間的にもスムーズに進めていけるよう考えていくことが必要だと思います。法曹以外の分野か法曹の分野かを選ぼうとする人たちに法曹の道を志望していただくためには、大きな枠組みでの改革をしていかないと。修習の方法についてどこでも均一に修習ができますとか、選択型としてこれだけのメニューを用意しましたとかそれだけではあまり変わらないと思っております。

もちろん経済的な支援として、法科大学院でお金をかけて勉強してきた人たちが司法試験に受かった後でまた貸与制であることがこの世界に入っただけで負担になってい





るのは明らかなので、本当に早急に方向性を出していかないと、間に合わないということになると思います。

**【柳楽氏】** 今回の決定には法曹人口に関するくだりで、「今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指す」ということが書いてあります。活動領域が広がってそこで多くの弁護士が活躍できる社会的な素地ができれば、法曹の道を志す人も増えるだろうと。そういう意味で、活動領域の話が一番前に書いてあると思うのですが、その活動領域を広げるといのはなかなか制度的にどうこうと難しいかもしれません。決定本文や分科会の取りまとめを読んで、私なんかは「こんなことは既にやってるよ」と思う部分もかなりあったのですが、具体的にこれから何をすればいいのでしょうか。

**【大貫氏】** 活動領域に関して今後の課題として残っているところを言うと、要するにユーザーですよ。例えば自治体や企業や海外に展開したい中小企業。そういうユーザーに弁護士の有用性を認識してもらうこと。認識してもらうために弁護士側としてはそういった能力を身に付けるのと、情報発信をしていくこと。これは関係各機関も協力してやっていく必要がある。何が一番プラスに変わったかということ、個々の弁護士とかあるいは弁護士会の委員会がではなくて、国としてそういった活動領域の拡大をバックアップしようという点です。国、地方自治体、企業、海外展開。これはこの3つの分野を設定したのは意味があるなと思っているのです。これまでは個々の弁護士、弁護士会が各分野で頑張ってきたのですが、こういった分野で活躍するためには、日弁連として制度面でも考え方の面でも変えていかないとなかなか下支えができないということで、そういう動きも出てきた。あるいは国なりのサポートがないと海外展開や、国、地方自治体の分野ではなかなか活動が広がっていかないのではと認識できた。実際に例えば、法務省、外務省が海外展開の分野においては具体的な政策もやってきた。ただ、この3つの分野だけで、増加する弁護士の人数を吸収することを期待するのは難しいでしょう。これらはあくまでも特徴的な3つを取り上げたもので

あって、この3つ以外の、一般の弁護士業務をどれだけ深堀りしてそれぞれの弁護士が頑張っていくのか。ここを忘れてはいけない。個々の弁護士の工夫あるいは法律事務所の工夫、そういった工夫をバックアップする体制、そういった合わせ技をやらないとなかなか活動領域は広がっていかないでしょう。



**【柳楽氏】** 弁護士業務として古典的な訴訟業務があ

ります。これを中心にしていては弁護士がまだ大多数だと思えますけども、その訴訟業務の点でいうと、弁護士の数がこれだけ増えたのに、訴訟の数が増えていません。本来であれば裁判所とか紛争解決機関で解決されるべき話がどうもそこに持ち込まれない。司法アクセスの問題だと思うのですが、それは制度的に何とかしなければならない問題なのではないですか。弁護士費用保険もその一環だと思いますけど。

**【丸島氏】** 司法アクセスや民事司法制度改革の問題は、法曹養成制度との関連でも当初からの課題でありました。司法制度改革審議会は、法曹人口だけを切り離して議論するのではなく、制度的基盤・人的基盤・国民的基盤などを一体として論じ、改革を進めようというスタンスに立ちました。国民が司法をよりよく利用でき、法曹による法的支援を得られる社会にするとの改革論議である以上、司法制度全体を利用しやすく国民の権利自由を擁護するために機能するよう必要な施策、すなわち司法の制度的基盤や司法アクセスの課題などをそのままにして、法曹の数や教育という枠内だけの議論では、出口のない議論に陥りかねません。今回の決定では、活動領域拡大や司法アクセスの容易化等に必要取組を進めるとされていますが、裁判所へのアクセス、民事訴訟制度や行政訴訟制度の改革などの課題も含めて深堀りしていかなければならないと思います。

## ■そもそも何のための司法改革か

**【柳楽氏】** 今回の決定の冒頭のところに「法曹志望者の減少」という事態を「真摯に受け止め、法曹志望者を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため」に「現状認識を共有し、必要な協力を行うことを期待する」と書いてあります。そもそも何でこのような議論が必要なのかということ、分かりやすく説明していただきたいのですが。

**【水地氏】** 法曹志望者が減っても本当に国民にとって必要でないものであれば別に構わないんですけど、やはり司法というのはこの国においてもっといろんなところに役立つ必要があって、個々の人権が守られ、もめごとについては正しい合理的な結論にいくためにはこの職業が重要であろうと思います。そうすると、多くの人たちが希望して法曹になっていく、それが必ず国民のために役立つのだと、そのために、この問題をなんとかしようとしてみんなで様々議論して頑張っているのだということです。

**【柳楽氏】** そもそも司法制度改革のあの当時のグランドデザインとしては、この国の司法を強くするのだ、そのためには司法を支える人の充実が必要であると。それで、法曹養成制度の整備状況等を見定めながら毎年3,000人を目指すと行って、数を増やした。しかしその結果、今のような状態になって法曹の道を目指す人が逆に減ってしまったわけですが、当初描いていた「この国の司法を強くしたい」とい

うグランドデザインは変わっていないという理解でいいのですよね。

**【丸島氏】** この15年来の司法改革の取組は、21世紀の日本が、憲法の「法の支配」の基本理念の下に社会のあり方を再構築しようとする諸改革の最後の一環として位置付けられました。司法の機能強化と法曹の役割拡大を図ることを通じて、国民の権利・自由、そして社会的公正をよりよく確保するため、司法の制度的基盤の整備と共に、質量ともに豊かな法曹人材を輩出し幅広い分野で活躍する状況を生み出すことが目指されました。そして、法曹人材を養成するためには、大学という環境の下で新たに専門教育を行うプロフェッショナルスクールとして法科大学院が創設されました。こうした司法制度改革の趣旨は変わっていませんし、司法の役割は小さくてもよいという逆戻りの議論になってはいけません。改めて今日その意義や趣旨が強調されるべきであり、それとともに、現在の問題状況としっかり向き合い、現実的で着実な施策を進めなければなりません。

**【水地氏】** 当初想定した数字が合っていたかの問題はあるとしても、現在においても日本の司法の分野の仕事というのはもっと利用されていくべきだと、少なくとも関わっている人たちは思っているし、国の政策としても考えられていくべきだと思います。

**【柳楽氏】** もう1つの視点として、日本という国を考える上で諸外国との関係を考えてときに、国際競争力を強くするんだという点において司法というのはどうなのですか。

**【大貫氏】** 例えばいろんな国同士の交渉、あるいは国際的な企業間の交渉というときに、欧米あるいは東南アジアもそうですが、弁護士が前面に出てくることが多い。日本はそれが無くて、企業同士だと弁護士が出るのが多くなってはきましたが、例えば国同士の交渉で弁護士が外務省に雇われるということはほとんどなかった。もっと日本でも弁護士がそういう場面に出ていくことが、この国の外交にとって、あるいはビジネス上でもメリットになるのだと思います。さらに人権的な面では先日、林陽子さんがCEDAW（女性差別撤廃委員会）の委員長に就任されましたが、国連の中では相当重い地位なんですよ。国際社会における日本のプレゼンスを高めるにあたって、林さんの例はとても重要なのです。

## ■あるべき法曹養成制度の全体像とは

**【柳楽氏】** そういった幅広い分野で法曹が活躍して司法というのを支えていき、外に出ていく。そういった法曹を生み出していくためにはどういった養成制度が必要なのでしょう。あるべき法曹養成制度の全体像というのを描いていきたいのですが、有為な人材を法曹界に呼び込むためには



どういふ制度の条件を整えるべきなのでしょう。

**【丸島氏】** 法科大学院という学術的環境の下で法曹となるための専門的な教育を受け、そこで一生懸命に学ぶことを通じて法曹としての資質を身につける。地方在住者や社会人も、地方や夜間の法科大学院教育の充実、ICT技術の本格活用による教育の充実により、学修の機会を十分に得られる。法科大学院の入学・進級・修了認定は厳格に行い、法科大学院に入学し修了した多くの者がその学修の到達点を確認する司法試験に修了後速やかに合格する。さらに実務の現場での修習、トレーニングを経て法曹となり、裁判業務はもちろんのこと、企業や公益活動の分野、国際分野など様々な分野で法曹としての資質を生かして活躍し、国民の権利・自由を擁護し社会に貢献する。法曹養成課程を通じて、奨学金制度等の充実や修習期間中の給費の支給を含め経済的負担の軽減を進める。司法試験に速やかに合格することのほか時間的負担を可能な限り軽減する。このような法曹養成課程の仕組みが十分に機能することが、志を持った有為の人材を法曹界に迎え入れる上で、さらに社会全体の専門人材を確保する上で大切なことなのだろうと思います。

**【柳楽氏】** 法科大学院に加えて司法修習という形になっているわけですが、どちらかだけではだめなのですか。

**【水地氏】** 私は法科大学院という組織である必要があるのかは別として、少なくとも法律学の理論を学ぶことと実務修習を経ることはいずれも必要性が高いと思いますが、現実的に考えた場合に我々が行う実務というのは市民、国民、国なりの権利義務に関する極めてセンシティブな部分に具体的に接していくことなので、そういう意味では一定の資格を得た人でないとなかなか現場に入っていくのは難しいと思います。そういう意味で司法試験に受かってからの実務修習は必要だと思います。その前の教育がどういう形で行えばいいのかということになりますけど、少なくとも法科大学院前の法学部の勉強と司法試験は全然違うよと言っていた世代からすると、実務家や研究者教員も実務という視点を持ちながら教育してもらえるのは、とても有意義だと思います。従来は、適切な教育を受けられれば有為な法曹になったであろうに法曹への道を断念した方々が少なからず居るであろうと言うことは、それは国家的にはものすごい損失だと思います。逆に試験には合格したが実は法曹としての適格があるのかということも制度を変える時に議論になったと思うのです。そういう意味で考えると、まだ上手くいっていないところもありますけど、法科大学院という制度で学ぶことができ、かつ修習もできるというのはきわめて充実した制度だと思います。

**【柳楽氏】** 今回の決定でも「法科大学院を中核とする法制養成制度」という言い方が出てきているのですが、弁護士業界の中でも法科大学院はダメだという意見が結構あると思います。それでも法科大学院を中核に据えるというのはなぜなのでしょう。

**【丸島氏】** 法曹という高度専門職人材を養成するためには、学術的環境の下で、理論と実務を架橋した専門的教育を行うことが必要だということだろうと



思います。その教育のためには、ロースクールの形態もあるでしょうし、ドイツのように、弁護士養成に力を入れる上で法学部の中に法曹養成コースを設けるという考え方もあるでしょう。日本の場合には、法学部に法曹養成コースを作るといっても、旧来の法学部の枠組みの中で新たな法曹養成教育を行うというのは困難があったのだと思います。そこで、法科大学院という形で切り出して、法学部に限らず広く他の分野からも法曹志望者を受け入れ、プロフェッショナルスクールとして研究者・実務家を含む教員体制を整えて新たな教育形態を追求するとして制度設計がされた経過です。法科大学院教育は理論と実務の架橋といいますが、理論は実務の改革を促し、実務は理論を鍛えるという関係の中から、変革型の専門家養成課程が想定されていました。このような教育課程は、国際的な潮流としても広がっています。かつては、法曹志望者の多くは、大学とは別のところで、つまり予備校に依拠した自学自習で長期間司法試験のため一定の実定法科目の勉強に没頭し、受験回数は5回、6回、平均年齢28~29歳で合格するという姿でした。法曹志望者の多くは自らの負担と責任において受験のための勉強に長期にわたり集中し、その中の少数の者が法曹資格を取得していくのですが、大学の課程で法曹となるための専門的な教育課程は存在していません。新しい時代に法曹が幅広い分野で必要な役割を果たしていこうというときに、法曹となるための大学の専門教育課程を経ないまま、個人の負担と努力に委ねるといって、国にとっては大変安上がりの制度であったわけです。ただし、法科大学院制度の導入に当たり、日本では、法学部や司法修習をどうするのか、法学部、法科大学院、司法試験、司法修習という相互の連携関係が必ずしも十分に煮詰まらないままに、いわば接ぎ木のように制度が生まれ、法曹養成課程が、何段階もから成る構成となっています。その点では、新たな制度は、ある意味では未だ生成期としての苦しみを経ています。制度の基本は、法科大学院教育を充実させ、これと連携する司法修習は、法曹資格取得後に法曹の活動する現場における実務トレーニングの場として、より一層純化していくことになるのだと思います。

**【柳楽氏】** 志願者を呼び戻すためには職業選択の自由の1つとして法曹を選ぶかどうかという視点が必要だと思います。当然その職業に就くまでの時間的な経済的なコストの面と、就いた後のリターンの面を天秤にかけて考えるわけですよ。社会人の経験者が志望者の中で顕著に減っているじゃないですか。それは端的に、コストの面なのではないですか。

**【大貫氏】** 今の点は、ポイントを衝いていると思います。例えば、社会人の中にはロースクールに行つて、自分はどうしても法律家になりたいんだという人がいるわけです。その人はどんな制度になっても法曹界に来るのです。問題は、優秀でかつプラグマティックに考えるキャパのある人が、ロースクールに行くことを考えている、でも司法試験の合格率が

2割3割で、それで合格後に法曹になるとして、弁護士は新聞や雑誌記事で明るくない分野だという情報が流されている。そうするとそれだけの時間と金を掛けてなってもそんなにリターンもないとなると、我々がどれだけこれは良いものだと打ち出してもそっちに目がいけない。それをどのように克服するのか。例えば先ほども言ったようにロースクールに入ったら司法試験に7割は合格するという制度を目指す。これは受験生にアピールするポイントだと私は思う。じゃあ7割わかりました。それで法曹実務家になった時にそれだけの苦勞が報われる環境が整備されているという風に思ってもらえるようにするにはどうしたらいいのかというのは我々が当事者と考えなければならないし、我々が発信していかなければならないと思います。

**【柳楽氏】** これまでずっと「弁護士の職業的魅力を取り戻すのは日弁連の役割」と言われているように感じていたわけですね。今回の決定では、これは国の施策のレベルで考えなければならないので関係機関、関係省庁が共同してやりましょうよと言っている。日弁連だけではなく、各省庁のバックアップとか欲しいのですが、具体的に法務省や、文科省は何をするのですか。

**【丸島氏】** 制度改革の取組と共に、弁護士の社会的な役割や活動の魅力などを積極的に社会に発信していかなければならないという問題意識が最近様々な場で指摘されています。日弁連は、法曹三者、法科大学院協会と協力して、全国各地で法学部生を初め色々な方々を対象に、弁護士になろう、法曹になろうというキャラバンに取り組んでいます。また、文科省は、法科大学院を経て各分野で活躍している法曹の姿を積極的に発信していきたいと考えているようです。もとより、弁護士の後継者の確保と養成に向けた活動は、何よりも日弁連が今後とも率先して取り組んでいかなければならない課題だろうと思います。

**【水地氏】** 発信という面ではそうなのかもしれませんが、一番最初に柳楽さんがそもそも津々浦々まで司法の光をとというコンセプトは変わっていないのかとご質問されましたけど、それが本当に国として変わっていないのならば、少なくとも各省庁が法曹をどんどん採用すればいいわけです。ところがなかなかそうっていない。本当にいろんなところでこの資格をもってこういう風な仕事ができるのか、そういうことを何とか伝えていかなければならないことだだと思います。何か弁護士が入ると面倒くさくなりそうというのではなくて、法律家が入ると、もめごとがギリギリまで行かずに解決するというようなことが、自然な感覚として多くの方々に受け入れられないかと思っています。

## ■国会議員の先生方へのメッセージ

**【柳楽氏】** 最後に、国会議員の方に向けて、この問題についてのメッセージをお願いしたいと思います。

す。

**【大貫氏】** 弁護士の活動領域拡大に関して述べますと、例えば海外でいうと中小企業が海外に出ていくと日本のプレゼンスを高める、国、自治体においても色々な政策に弁護士が関与してやっていくことを目指しています。中小企業の海外展開の支援にはお金がかかるのです。弁護士がボランティアでやれというのは、長続きしない。国、自治体の方も弁護士を関与させる場合予算が必要な部分も出てくる。そういった分野に、弁護士を付けることによって色々な制度が有効に機能する、あるいは各ユーザーが、メリットを受けることができるようにするためにユーザー側に援助を提供する、という発想で考えていただきたいですね。

**【水地氏】** やっぱり修習の分野で、司法試験に合格した後も関わらず経済的に何も保証されていないことが、現実には多くの有為な人たちがこの世界に入ってこようという気持ちを妨げているところは明らかです。それは解決するためにすごく大きなことが必要となるわけではなく、その人たちが本当にきちんとした資格を得て、国の中で働いていくことを考えれば、そこに国費を投ずることに国民の理解は得られると思います。法曹志望者に対する経済的な支援の充実が必須のものであって、それをしないで志望者が減っていくというのはこの国全体としてマイナスだと思いますので、政治家の方にはそのところを本当にお考えいただいて具体化していただきたいと思います。

**【丸島氏】** 国会議員の皆様は、幅広い視点から国内外の情勢をとらえ、今後のわが国の進むべき道について深く考えられる立場におられます。とりわけ、国民の権利・自由を擁護し、「法の支配」を社会の至るところに徹底するということは、国際的に共通の価値観となっており、わが国もまたこうした理念を尊重していくということは、政府首脳も様々な機会に繰り返し述べておられます。わが国において「法の支配」の理念の具体化を図るには、かつてのような統治のための法という観念から脱して、国民

が、まさに権利の主体、統治の主体として、法を道具として用い社会経済関係を形成し、フェアな社会を築いていくという観点が一層大切になっていると思います。最近の諸外国の動向を見ますと、わが国も、個人や企業の活動を法的な側面からサポートする法曹を国の戦略としてもきちっと育成していく中長期ビジョンを持たなければならないと思います。経済産業省はわが国の経済発展の戦略の中で法曹をどのように活用していくか、外務省は国際法務の戦略をどう考えるか、厚生労働省は、わが国の労働環境や福祉の充実のために、総務省は地方分権の実質化を図るために全国の自治体でどのように法曹を活用するのかなど。政府の総合的な施策として法曹人材の育成と活用を考えることが社会的にも国際的にも大切な時代になっているのではないのでしょうか。資源の乏しいわが国では、人材とりわけ専門人材の養成と確保は極めて大事だと思います。地方の重視という観点からは、法科大学院の統廃合により学校数を絞られる一方で、地方法科大学院の充実の課題をどうするのか。ICTつまり情報通信技術を活用するなどの試みがされようとしています。いずれにしても、これらの人材養成には、奨学金の拡充とも合わせて、仕組みや財政措置の整備充実を図る必要があります。また法曹養成制度改革は、先ほどの指摘の通り、司法アクセスや活動領域拡大の課題と深く関わります。これらの改革課題については、司法制度改革審議会意見書が強調した通り、わが国の今後のあり方に関わる重要な課題として、必要な財政措置について特段の配慮がされるべきであろうと思います。あらゆる分野で人々の暮らしや経済活動のため法曹が活躍し貢献する社会、国民の権利自由が十分に保障される社会の実現という観点から、そのような方向に向けた環境整備のために、是非ともご尽力を頂きたいと思います。そのことは、日本をより明るく活性化し、フェアな国にしていくための力となるだろうと思います。

**【柳楽氏】** 本日はありがとうございました。

(平成27年8月7日 於霞ヶ関弁護士会館)



# 弁護士議員に聞く



**若狭 勝 議員**  
衆議院・比例東京（自由民主党）  
第一東京弁護士会会員  
(インタビュアー 企画委員会副委員長 永井翔太郎)

## Q. 法曹から国会議員を目指したきっかけ

### A. 公益の真ん中で仕事がしたい

検事として26年働いた後、裁判員裁判が始まったのを機に、弁護士として働き始めました。一般市民を相手に弁護士としての主張をすることは意義深いと考えたのです。その後、平成25年の参議院選挙で出馬の話がありました。もちろん弁護士の仕事も公益性の高いものですが、60歳を前にして、社会のため、国のため、公益の真ん中で仕事がしたいと考えて国会議員を志しました。

参議院選挙では当選しませんでした。平成26年の衆議院総選挙で当選することができました。

## Q. 法曹経験が議員活動に与える影響

### A. 事実をみる目と心のまばたき

国会議員の仕事は、基本的には過去の事件の解決が中心の弁護士の仕事と比べて、未来の問題を考え、また多数当事者の利害を調整する仕事であって、両者は異なる点多々あります。それらの違いがあることを踏まえて、法曹としての実務経験を国会議員の仕事に活かしていきたいと考えています。

例えば、私の26年の検事生活を通して「事実をみる目」が養われたと自負しています。「心のまばた

き」と呼んでいますが、客観的な事実関係の筋からだけでなく、相手の心理面からも事実は何か、問題は何なのかといったことをみるようにしています。

## Q. 実現したい政策課題

### A. 刑法や家族法の法改正など

強姦罪は、一般的に性的自由に対する罪とされてきましたが、女性の性的自由のみならず女性の尊厳や人権を侵害する非常に重大な犯罪です。明治時代に定められた現在の刑法の強姦罪関連の法改正を実現したいと思います。また、現在、刑訴法や債権法など基本法の改正が進んでいますが、今後は、社会の基層にかかわる難しい争点である家族法の改正にも取り組んでいきたいと考えています。

社会の変化に伴って法律が改正されますが、新しい法律が社会を変えることがあると考えています。

## Q. 議員になった実感と法曹へのメッセージ

### A. 法律家のまま国会議員になりたい

私は議員になった実感をあえて持たないようにしています。国会議員になりたいというよりは、法律家のまま国会議員の仕事をしたと考えているのです。今は議員バッチしか付けていませんが、心の中では国会議員と弁護士の二つのバッチを付けていると思っています。

法的感覚・思考は、立法者にとって必要不可欠です。法曹が身をもってわかっているところかと思いますが、法律は天秤であり立法では利害を調整する能力が必要となってくるのです。今後多くの法曹が国会議員として立法に携わるようになることを期待しています。

法律家のまま国会議員の仕事をしたという言葉が印象的であり、国会議員として自らの専門性をいかんなく発揮されようとする姿勢に共感しました。テレビ出演などで拝見していた印象のとおり、地に足のついた政治家であるとお見受けしました。  
(永井 翔太郎)

# 弁護士議員に聞く



## 吉村 洋文 議員

衆議院・比例近畿  
大阪弁護士会会員

(インタビュアー 企画委員会副委員長 武山茂樹)

### Q. 法曹から国会議員を目指したきっかけ

#### A. 地方議員の経験を活かし国会議員にチャレンジ

法曹は個別具体的な解決はするが、大きなものを変える力にはならない。日本全体・地方全体を変えるには議員にならなければならないと考えました。

また、「弁護士議員」といえば国会議員をイメージされる方が多いですが、私は、まず地方議員を経験して地域に密着した活動を経て国会議員になるという姿が望ましいと思っていましたので、地元・大阪市の市議会議員になったのです。

2014年の総選挙にあたり、市議会議員の経験を活かして、衆議院議員に立候補しました。

### Q. 法曹経験が議員活動に与える影響

#### A. 法律案をより深く理解できる

例えば、いま問題になっている安保法制でも、法曹としての知識があれば、表面的な議論にとどまらず、より深い議論ができます。法律案を、その立法目的に照らして、立法事実は何であるのか、憲法に適合しているのかという観点から考えていけるのは、法曹資格を持っているからでしょう。また、法曹として社会問題に深く関わったことも、立法の場

において役立っています。

### Q. 実現したい政策課題

#### A. 統治機構の改革

これから、少子高齢化がますます進展して、日本の税収は減っていきます。今までの中央集権体制では、日本が破綻するのは時間の問題です。これからも日本が成長するためには、古い統治機構を変え、道州制の導入も含めて地方を自立させることが必要です。まずは、大阪を、東京に対する西日本の軸として変えていき、その大阪モデルを全国各地に波及させていきたいと思っています。

### Q. 議員になった実感と法曹へのメッセージ

#### A. 法曹という殻を破って、地域へ！

やはり、法曹という殻に閉じこもっている人が多いと思います。最近では、法曹の有資格者が企業へ出向したり、国会議員になることも珍しくありませんが、中小企業で勤めたり、地方議会議員になる例はまだ少ない。私は、弁護士として中小企業の顧問や裁判を数多く経験してきましたが、日本を支えているのは中小企業です。また、地域で、アクティブに、住民の立場にたって活動しているのは地方議員です。

法曹の皆さんには、常識にとらわれず、社会にその知識と経験を活かしてほしい。法曹の数を減らせというのではなく、いろいろな業界で法曹が活躍していくのが生産的な考え方ではないでしょうか。

吉村議員は辞職されました。このインタビューは本年8月5日に実施しました。

吉村洋文議員は、地方の自立が日本全体の成長をもたらすという強い信念のもと、精力的に活動されていると感じました。紙面の都合上、お話を全て掲載することはできませんでしたが、いずれも、地方分権への情熱が伝わってくるお話でした。地方から日本を見る議員が増え、日本全体が活性化することを期待しております。

(武山 茂樹)

# 佐賀県支部の設立—九州の「空白」埋まる—

佐賀県支部 幹事長 辻 泰弘

平成27年8月22日、佐賀県弁護士会館2階ホールにおいて、佐賀県支部の設立総会を開催しました。山岸本部理事長、福島九州支部長から祝辞をいただいた後の議事において、規約案、役員案、活動方針案が異議なく承認されました。

引き続き開催した設立披露会には、計画当初の予想に反して(?)国会の会期が相当期間延長された影響もあり、国会議員の本人出席は得られませんでした。県内選出全国会議員からメッセージをいただくとともに、秘書に代理で出席をしていただきました。また、県内に事務所を持つ全ての国政政党の県連に加え、県議会議長、副知事、県議会各会派からも多数ご参加いただき、来賓の出席は、20人になりました。

今年は九弁連定期大会が佐賀で開催されることもあり、九州における支部「空白地」解消のため、「今年中の設立」が至上命題となっておりますが、今後は支部会員を増強するためにも、魅力的な取組をしていきたいと思っております。



## 新生「福岡県支部」の誕生

福岡県支部 支部長 福島 康夫

九州支部は名称を変更し、福岡県支部が誕生しました。新生「福岡県支部」をよろしくごお願い致します。

弁政連九州支部は平成20年1月に九州各地の弁護士会の会員で設立されました。当時から、各地の弁護士会会員が体力をつけた段階で独立して弁政連の支部を作ろうという目標を持っており、九州支部はいわば過渡的な支部という役割を持っていました。その後、九州各地で続々と弁政連支部が設立されました。平成25年9月に弁政連長崎県支部が設立され、その結果、弁政連九州支部は佐賀と福岡の弁護士だけになり名前と実態が齟齬する状態が続いていました。

そして遂に本年8月22日に佐賀県支部が設立されました。これに伴い九州支部は福岡県支部に名称変更を致しました。「新生」福岡県支部の誕生だと捉えています。また、佐賀県支部の設立と福岡県支部の名称変更によって、九弁連には弁政連支部の空白地域がなくなり、九州における弁政連活動は新しい段階に入りました。

弁政連支部は本部と連携をとりながら地元での活動が求められています。当会では給費制の問題を中心に地元国会議員との懇談を続けており、これを当支部も全面的にサポートすることとしています。また、各政党との意見交換会を毎年

定期的に行うことを目標に、各政党に働きかけをしています。

ところで、新たに出発した当支部の最大の課題は会員数をいかに増加させるかという点です。問題は2つあり、1つは多数の会員が支部だけに加入し本部に加入していない点です。その原因は手続上の問題もあると思いますが、本部と支部の両方に会員になってもらうよう働きかけをしています。もう1つは若手会員の増強の問題です。当支部では本部規定にしたがって登録後5年未満の会員は会費免除に改正し、若手会員の増強に努めています。本年度の当会の新人研修の際に弁政連の加入の案内をし、新入会員に対する勧誘を強化することとしています。また、現在、若手会員を対象として、政治家秘書の皆さんとの勉強会・懇談会を企画しており、若手会員が弁政連に入会をするモチベーションになることを期待しているところです。この企画は、秘書の皆さんも積極的に考えていただいております。今後定期的な会合ができればと考えています。

## 支部活動ヘッドライン

日付	支部	活動内容
平成27年7月3日	茨城	民主党議員との意見交換会・懇親会。国会議員3名が本人出席、1名は秘書出席、県議員5名は全員本人出席。弁護士会の活動や求める政策について後藤直樹理事から説明。意見交換会のあと、懇親会。弁政連会員は30名出席
平成27年7月10日	新潟県	衆議院 漆原良夫議員、務台俊介議員が、石曾根長野弁護士会元会長、藤田支部長、関弁連地域司法充実推進委員らとともに陳情(長野での労働審判、新潟での家裁4出張所での調停・審判等の実現、地域司法の拡充)
平成27年7月24日	三重	理事会、定期総会、懇親会を開催。懇親会には、前葉津市長らにご出席いただいた。
平成27年7月29日	新潟県	弁政連千葉県支部との交流会。千葉県支部松本支部長ほか8名の会員と当支部会員25名の意見交換会、懇親会
平成27年8月3日	三重	自民党三重県連の要望聞き取りに出席し、修習手当の創設、少年法の適用年齢引き下げ反対について陳情した。
平成27年8月11日		三重県議会会派新政みえの団体懇談会に出席し、消費者センター条例制定、見相の強化、公契約条例の制定について陳情した。
平成27年8月21日		自民党三重県連の要望聞き取りに出席し、消費者センター条例制定、見相の強化、公契約条例の制定について陳情した。
平成27年8月29日	福岡県	日本共産党との意見交換会

## 弁護士地方議員との懇談

平成27年9月19日午後、弁政連と弁護士である地方議員との懇談会が行われ、薬丸きよし群馬県議会議員(群馬弁護士会会員)、湯澤あやこ小金井市議会議員(東京弁護士会会員)、三雲たかまさ東京都新宿区議会議員(第二東京弁護士会会員)のお三方にご出席いただきました。弁政連からは、斎藤義房副理事長、小川晃司本誌編集長と武山が出席しました。

話題は、弁護士業務と地方議員職務の両立や、地方議会の会期を撤廃すべきか、選挙活動の苦勞など多岐にわたり、有意義な懇談会となりました。(武山茂樹)



### 本部人事 ( ) 内は前任者

理事  
 2015年7月17日  
 山崎正美(今井 党)  
 2015年9月11日  
 本多俊之(新任)

### 支部人事 ( ) 内は前任者

#### 佐賀県支部(新設)

支部長 本多俊之  
 副支部長 前田和馬  
 監事 平山泰士郎  
 幹事長 辻泰弘

#### 石川県支部

支部長 山崎正美(今井 党)

## 編集後記

法曹養成改革とともに、裁判所の人的・物的拡充と制度的基盤の整備が喫緊の課題です。(さいとう) 年々わが国で起きる災害も激しくなっていくようです。お健やかに過ごしてください。(おがわ)

三権の一角である「司法」の強化という原点に帰って、予算措置を含む政策立案を推進していただきたいと願います。(なざら)